

高松市立勝賀中学校部活動指針

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化、科学等に関心をもつ同好の生徒が、各部活動における指導の責任者(以下「部顧問」という。)の指導の下、自主的・自発的に活動を行い、豊かな学校生活を体験することができる価値ある活動です。しかし、その指導・運営等については、様々な課題も指摘されており、その対応が求められています。

このような状況の中、学校の設置者である高松市は、令和元年12月に、「高松市部活動ガイドライン」を策定しました。これを受けて、本校では、市のガイドラインに則り、本活動指針を策定しました。

本活動指針に基づき、生徒の心身のバランスのとれた健全な成長と、明るい学校生活を保障するとともに、教員の負担が過度にならないことにも十分配慮しながら、持続可能な部活動の指導・運営に係る体制を構築し、生徒にとってよりよい環境での部活動ができるよう努めていきたいと思いをします。

1 学校教育の一環としての部活動

- 生徒の自主的・自発的な参加により行います。
- スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に役立てます。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにします。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った部活動運営を行います。

2 適切な部活動の運営

(1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営

- 部顧問は、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう努めていきます。
- 部顧問は、生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行いつつ、可能な限り生徒に任せていくことで、「生きる力」の育成に努めます。

(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

- 部活動の実施に当たっては、生徒自身の健康状態や生活・学習状況について留意します。
- 練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていきます。
- 生徒が活動に見通しをもち、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、年間活動計画等を作成します。

3 部活動を支える環境の整備

(1) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置します。その際、安全かつ効果的な活動を確保するために、複数の部顧問により指導ができる体制の構築をするように努めます。

(2) 部活動指導員・外部指導者の活用

- 必要に応じて、部活動指導員や外部指導者の活用に努めます。

(3) 保護者との連携

- 部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力が不可欠です。様々な考え方もつ保護者に、部活動を正しく理解してもらうことは大切なことです。
- 年度当初に部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画を配付します。
- 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行います。
- 部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮し、必要経費等を徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその用途を周知するとともに、実施後は決算報告を行います。

(4) 地域との連携

- 生徒のスポーツや文化、科学等の活動を充実させるためには、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、連携を図ります。

(5) 部活動の再編等

- 人数が揃わず、活動ができにくい部活動がある場合は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図ります。部活動の休部・廃部、創部について検討する必要がある場合は、状況を的確に把握し、計画的に進めます。

(6) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 市教育委員会は、地区中学校長会や地区中学校体育連盟等、関係団体と連携して、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、それらに参加することが、生徒や部顧問の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請します。
- 校長は、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。

4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

(1) 適切な休養日等の設定

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設けます。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。1週間あたりの活動時間は、長くとも11時間程度とします。
- 長期休業中等にある程度の休養期間(オフシーズン)を設けます。原則として、学校閉庁日(8月13日～8月15日及び12月29日～1月3日)は休養期間(オフシーズン)とします。
- 次に指定する大会やコンクール等については、力を発揮するために、校長の承認のもと活動時間を確保してもよい期間を設けることを可とします。運動部活動においては、地区中学校総合体育大会及び地区中学校新人体育大会において、各競技の大会開催日の前1か月間のうち2週間とします。文化部活動においては、校長が定める年間12回までの大会やコンクール等において、その開催日の前1か月のうち2週間とします。ただし、この場合においても、スポーツ医・科学の観点から週当たりの活動時間の上限は、16時間未満とします。また、保護者・生徒にも事前に周知し参加有無の確認をとります。

(2) 指導上の留意点

- 部顧問は部活動の指導にあたり、技術的な指導にかかる内容はもちろん、次にあげる事項に留意して指導に当たります。

生徒の望ましい生活習慣と豊かな人間性の育成／生徒の意欲や主体性の育成／良好な人間関係の形成／効率的・効果的な練習方法の検討／状況把握と適切なフォロー／体罰等の根絶

5 安全管理・事故防止

(1) 考え方と留意点

- 授業や学校行事などと同様に、生徒も含め学校全体で事故防止に対する意識を高め、最大限の注意を払い、生徒の安全確保に努めます。
- 生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせます。
- 部顧問は、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておきます。
- 学年や個人差を十分配慮した段階的・計画的な指導を行います。
- 気象や暑さ指数等の情報に十分留意し、状況に合わせて、活動の中止や、延期など、柔軟に対応します。
- 活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理(熱中症事故防止を含む)を徹底します。特に、活動に不慣れな下級生の活動には十分留意します。
- 施設・設備・用具の使用前、使用後及び定期的な点検を行うなど、安全確認の習慣化を図ります。

(2) 事故発生時の対応

- 学校では、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を整備します。

令和2年4月1日策定